

令和6年第4回（9月）山陽小野田市教育委員会臨時会会議録

1 日 時 令和6年9月19日（木曜日） 16時00分 開会

2 場 所 山陽小野田市役所 別館3階 教育長室

3 出席委員 職務代理者 竹 田 佳 枝 委 員 中 村 眞 也
委 員 末 永 育 恵

4 欠席委員 1人

5 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名

教育部長	藤 山 雅 之	教育次長兼教育総務課長	矢 野 徹
書記	野 原 嵩 恵		

6 傍 聴 人 0人

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 会議録署名委員の指名

(3) 議 事

- ① 議案第21号 山陽小野田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の
制定について (教育総務課)

(4) 閉 会

開 会

○竹田職務代理者

それでは定刻になりましたので、山陽小野田市教育委員会会議規則による令和6年第4回9月の臨時教育委員会会議を開催いたします。

本日は委員3名が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

会議録署名委員の指名

○竹田職務代理者

会議録署名委員の指名を行います。中村委員、末永委員よろしくお願いいたします。

議案第２１号 山陽小野田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○竹田職務代理者

それでは議事に移ります。議案第２１号「山陽小野田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を事務局からお願いいたします。

○矢野教育次長兼教育総務課長

はい。それでは、議案第２１号「山陽小野田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明をいたします。

改正の内容といたしましては、教育長及び教育委員が「オンライン会議システム」等を活用して教育委員会会議に出席することを可能とするために、新たに規定を設けるものでございます。具体的には、第６条「委員は、会議の招集の当日、指定された時刻までに指定された場所に参集しなければならない。」となっております。その次の条項でこちらの議案にあります、第６条の２の新旧対照表をご覧くださいだと思います。第６条ののち、第６条の２として「教育長及び委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による会議の方法により会議に参加することができる。」という規定を設けるものでございます。これによりまして、オンラインでの会議で出席した者につきましても会議に出席したものとみなすということで、会議の成立要件や、そういったものにオンラインで参画できるということに対するものになります。ただ乱立することも避けないといけないので、このオンラインによる会議の出席を可能とする、これを許可する場面としては、例えば災害等で交通が寸断されて現地に参集できない場合や、感染症の拡大防止のために外出することができない等、そのような場合を想定しております。今回は今教育長が入院していますが、復職をしてリモートにて職務に当たっている状態なので、実際にオンラインで教育委員会会議を主宰してもらうこととしたいと考えております。ご承認いただければ９月２６日の定例会から教育長にはオンラインにて出席をしていただこうと考えております。

説明につきましては、以上です。審査の方、よろしくお願いいたします。

○竹田職務代理者

はい。ただ今の説明について、何かご意見ご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

それでは採決いたします。議案第２１号「山陽小野田市教育委員会会議規則の一部を改正する規

則の制定について」を議案通り決定することにご異議はございませんか。賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成ということで、議案第21号は可決されました。

閉 会

○竹田職務代理者

それでは今日予定されました議事は全て終わりました。以上を持ちまして会議を閉じます。皆さん、お疲れさまでした。

16時04分閉会

山陽小野田市教育委員会会議規則第19条の規定により、ここに署名する。

令和6年9月19日

教育長職務代理者

印

署 名 委 員

印

署 名 委 員

印

会議録を調製した職員

印